平成２５年（フ）第１７０号
新潟市東区下木戸２丁目26番15号　ハイムルーエ307号、前住所新潟市中央区親松567番地１
債務者　Ｋ．ＰＲＯＤＵＣＴＳこと　遠藤公一郎
１　決定年月日時　平成25年５月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鈴木　髙志
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月29日午前10時
５　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１４１号
愛知県一宮市西大海道字下宮20番地２
債務者　鈴木　一洋
１　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　太田　重俊
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月29日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第２６号
北海道芦別市北６条西３丁目16番地　やよい団地78号
債務者　青木　義則
１　決定年月日時　平成25年５月23日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　伊藤めぐみ
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月５日午前10時
５　免責意見申述期間　平成25年７月18日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２５年（フ）第１０号
北海道札幌市豊平区月寒中央通３丁目３番18―601号
債務者　佐藤　信行
１　決定年月日時　平成25年５月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　原　　英士
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月25日午後１時10分
５　免責意見申述期間　平成25年７月18日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２５年（フ）第４４号
群馬県邑楽郡邑楽町大字中野1719番地の２、住民票上の住所群馬県邑楽郡邑楽町大字中野733番地18
債務者　金子二三雄
１　決定年月日時　平成25年５月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　平賀　真明
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月26日午後３時30分
５　免責意見申述期間　平成25年７月18日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第４５号
群馬県邑楽郡邑楽町大字中野1877番地１
債務者　金子　桂子
１　決定年月日時　平成25年５月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　平賀　真明
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月26日午後３時30分
５　免責意見申述期間　平成25年７月18日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第１８０号
新潟市秋葉区新金沢町７番16号
債務者　田村　静子
１　決定年月日時　平成25年５月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　高橋　直己
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月13日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成25年７月18日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第７１９号
札幌市白石区栄通８丁目１番22号　ヴィラコースト201号
債務者　古川　一喜
１　決定年月日時　平成25年５月22日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小林　直毅
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月29日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１８０号
仙台市青葉区桜ケ丘４丁目９番４号　レオパレス桜ケ丘第３―105
債務者　菅原　隆司
１　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大張　慎悟
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月30日午前11時20分
５　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第２５号
群馬県桐生市川内町５丁目410番地の３　ドミールＫＢ101号
債務者　寺野　辰矢
１　決定年月日時　平成25年５月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松浦　貴之
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月13日午前11時30分
５　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２５年（フ）第１４７号
和歌山市本町８丁目１番地の４　徳邦マンション38号
債務者　寺村ジュエリーショップこと咲蔵こと
寺村　孝夫
１　決定年月日時　平成25年５月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岸本　行正
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月５日午前10時20分
５　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１２２８号
広島市中区大手町１丁目７番11―303号
債務者　八田　厚子
１　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　寺垣　　玲
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月11日午後２時
５　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２５３号
広島市安佐北区可部７丁目27番12号
債務者　八田　義人
１　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　寺垣　　玲
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月11日午後２時
５　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１５号
愛媛県松山市高岡町359番地３　ア・ラ・モード・ヴィ113号
債務者　橋本末知留
１　決定年月日時　平成25年５月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　野垣　康之
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月12日午後３時
５　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１６号
高知県四万十市有岡2252番地１　四万十看護学院女子寮管理人室、住民票上の住所高知県四万十市不破上町1907番地28
債務者　キョーリツ商会こと　徳廣　正志
１　決定年月日時　平成25年５月22日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松岡　章雄
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月７日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２５年（フ）第１７号
高知県四万十市有岡2252番地１　四万十看護学院女子寮管理人室、住民票上の住所高知県四万十市不破上町1907番地28
債務者　徳廣キミエ
１　決定年月日時　平成25年５月22日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松岡　章雄
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月７日午後１時45分
５　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
高知地方裁判所中村支部